

改定前	改定後
第1条 当座勘定の受け入れ ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに切り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。 ②～④（略） 第2条～第6条（略） 第7条 手形、小切手の支払い等 ① 小切手が支払いのために提示された場合、または手形が提示期間内に支払いのため提示された場合には、当座勘定から支払います。 ②～⑤（略） 第8条 手形、小切手用紙 ① 当行を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ②取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③～④（略） ⑤ <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> ⑥～⑦（略）	第1条 当座勘定の受け入れ ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに切り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。<u>ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受け入れません。</u> ②～④（略） 第2条～第6条（略） 第7条 手形、小切手の支払い等 ① 小切手が支払いのために提示された場合、または手形が提示期間内に支払いのため提示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが提示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> ②～⑤（略） 第8条 手形、小切手用紙 ① 当行を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、使用の際、2026年10月1日以降を振出日とし、または、振出日を記載しないで振り出すことはできません。</u> ② 取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> ③～④（略） ⑤ <u>当行は、手形用紙、小切手用紙を交付しません。</u> ⑥～⑦（略）

第9条～第12条（略）

第13条 支払保証に代わる取り扱い

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は銀行振出小切手を交付し、その金額を当座勘定から引き落とします。

第14条～第17条（略）

第18条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手

① 手形、小切手を振り出しまたは為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

②（略）

第19条 線引小切手の取り扱い

① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印または届出の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

②（略）

第20条～第29条（略）

第9条～第12条（略）

第13条 支払保証

小切手の支払保証はしません。

第14条～第17条（略）

第18条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手

① 手形、小切手を振り出しまたは為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日が2026年10月1日以降のもの、もしくは振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。

②（略）

第19条 線引小切手の取り扱い

① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印または届出の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。ただし、線引小切手記載の振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。

②（略）

第20条～第29条（略）

小切手用法

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
1 項 (略) 2 項 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3 ～ 7 項 (略) <u>8 項 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名捺印(お届け印)のうえ請求してください。</u> <u>9 項 (略)</u>	1 項 (略) 2 項 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>ただし、振出日が 2026 年 10 月 1 日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> 3 ～ 7 項 (略) 削除 <u>8 項 (略)</u>

約束手形用法

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
1 ～ 2 項 (略) 3 項 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入してください。</u> 4 ～ 7 項 (略) <u>8 項 手形用紙は、当行所定の受取書に記名捺印(お届け印)のうえ請求してください。</u> <u>9 項 (略)</u>	1 ～ 2 項 (略) 3 項 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから記入してください。 4 ～ 7 項 (略) 削除 <u>8 項 (略)</u>

為替手形用法

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
1～3項 (略) 4項 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入してください。</u> 5～9項 (略) <u>10項 手形用紙は、当行所定の受取書に記名捺印(お届け印)のうえ請求してください。</u> <u>11項</u> (略)	1～3項 (略) 4項 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから記入してください。 5～9項 (略) 削除 <u>10項</u> (略)

改定前	改定後
第1条 当座勘定の受け入れ ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。 ②～④（略） 第2条～第7条（略） 第8条 手形、小切手用紙 ①（略） ② 取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③～⑥（略） 第9条～第16条（略） 第17条 振出日、受取人記載もれの為替手形 ① 確定日払いの為替手形で振出日の記載のないものまたは為替手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、<u>その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</u> ②（略） 第18条～第27条（略）	第1条 当座勘定の受け入れ ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。<u>ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受け入れません。</u> ②～④（略） 第2条～第7条（略） 第8条 手形、小切手用紙 ①（略） ② 取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> ③～⑥（略） 第9条～第16条（略） 第17条 振出日、受取人記載もれの為替手形 ① 確定日払いの為替手形で<u>振出日が2026年10月1日以降のもの、もしくは振出日の記載のないもの、</u>または為替手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、<u>当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> ②（略） 第18条～第27条（略）

改定前	改定後
第1条 当座勘定への受け入れ ① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。 ②～④（略） 第2条～第6条（略） 第7条 小切手、手形の支払い等 ① 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振り出した小切手、約束手形または引き受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 ②～⑥（略） 第8条 小切手、手形用紙 ① 当行を支払人とする小切手を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、取引店を支払場所とする約束手形を振り出す場合も同様とします。 ②取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③～④（略）	第1条 当座勘定への受け入れ ① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。<u>ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受け入れません。</u> ②～④（略） 第2条～第6条（略） 第7条 小切手、手形の支払い等 ① 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振り出した小切手、約束手形または引き受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>ただし、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> ②～⑥（略） 第8条 小切手、手形用紙 ① 当行を支払人とする小切手を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、取引店を支払場所とする約束手形を振り出す場合も同様とします。<u>ただし、使用の際、2026年10月1日以降を振出日とし、または、振出日を記載しないで振り出すことはできません。</u> ② 取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> ③～④（略）

⑤ <u>小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料を引き換えに交付します。</u> ⑥～⑦（略） 第9条～第12条（略） 第13条 支払保証に代わる取り扱い 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は銀行振出小切手を交付し、その金額を当座勘定から引き落とします。</u> 第14条～第17条（略） 第18条 振出日、受取人記載もれの小切手、手形 ① 小切手、手形を振り出しまたは為替手形を引き受ける場合には、小切手要件、手形要件を<u>できるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</u> ② （略） 第19条 線引小切手の取り扱い ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 ②～③（略） 第20条～第29条（略）	⑤ <u>当行は小切手用紙、手形用紙を交付しません。</u> ⑥～⑦（略） 第9条～第12条（略） 第13条 支払保証 小切手の支払保証はしません。 第14条～第17条（略） 第18条 振出日、受取人記載もれの小切手、手形 ① 小切手、手形を振り出しまたは為替手形を引き受ける場合には、小切手要件、手形要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で<u>振出日が2026年10月1日以降のもの、もしくは振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> ②（略） 第19条 線引小切手の取り扱い ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>ただし、線引小切手記載の振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> ②～③（略） 第20条～第29条（略）
---	---

改定前	改定後
第1条 当座勘定への受け入れ ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。 ②～④（略） 第2条～第6条（略） 第7条 手形の支払い ① この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。 ②～③（略） 第8条 手形用紙 ① 当行を支払場所とする専用約束手形を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ②（略） ③ <u>手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</u> ④ <u>専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u> ⑤～⑥（略）	第1条 当座勘定への受け入れ ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。<u>ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受け入れません。</u> ②～④（略） 第2条～第6条（略） 第7条 手形の支払い ① この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。<u>ただし、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶できるものとし</u><u>ます。</u> ②～③（略） 第8条 手形用紙 ① 当行を支払場所とする専用約束手形を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、使用の際、2026年10月1日以降を振出日とし、または、振出日を記載しないで振り出すことはできません。</u> ②（略） 削除 ③ <u>当行は、手形用紙、小切手用紙は交付しません。</u> ④～⑤（略）

第9条～第15条（略） 第16条 振出日、受取人記載もれの手形 ① 手形を振り出す場合には、手形要件を<u>できるかぎり記載してください</u>。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、<u>その都度連絡することなく支払うことができるものとします</u>。 ②（略） 第17条～第26条（略）	第9条～第15条（略） 第16条 振出日、受取人記載もれの手形 ① 手形を振り出す場合には、手形要件を記載してください。もし、<u>確定日払いの手形で振出日が2026年10月1日以降のもの、もしくは振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、<u>当行の判断により支払いを拒絶できるものとします</u></u>。 ②（略） 第17条～第26条（略）
---	--

当座勘定規定（新ＣＰ専用口用）

（変更箇所には下線）

改定前	改定後
第１条（略） 第２条 当座勘定への受入れ ① この当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに切り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。 ②～④（略） 第３条～第２５条（略）	第１条（略） 第２条 当座勘定への受入れ ① この当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに切り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。<u>ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受け入れません。</u> ②～④（略） 第３条～第２５条（略）

みずほ普通預金規定

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
第1条～第2条 (略) 第3条 証券類の受け入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに切り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。 (2)～(5) (略) 第4条～第17条 (略)	第1条～第2条 (略) 第3条 証券類の受け入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに切り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。<u>ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受け入れません。</u> (2)～(5) (略) 第4条～第17条 (略)

改定前	改定後
第1条 (略) 第2条 証券類の受け入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに切り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。 (2)～(5) (略) 第3条～第4条 (略) 第5条 預金の払い戻し (1)～(2) (略) (3) 租税納付のためにこの預金を払い戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、取り扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u> (4) (略) 第6条～第17条 (略)	第1条 (略) 第2条 証券類の受け入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに切り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。<u>ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受け入れません。</u> (2)～(5) (略) 第3条～第4条 (略) 第5条 預金の払い戻し (1)～(2) (略) (3) 租税納付のためにこの預金を払い戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、直ちに租税納付の手続をします。 (4) (略) 第6条～第17条 (略)

みずほ貯蓄預金規定

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
第1条 (略) 第2条 証券類の受け入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに引き立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。 (2)～(5) (略) 第3条～第17条 (略)	第1条 (略) 第2条 証券類の受け入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに引き立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。<u>ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受け入れません。</u> (2)～(5) (略) 第3条～第17条 (略)

みずほ総合口座（社員口）取引規定集〔総合口座方式〕

（変更箇所には下線）

改定前	改定後
第1条～第2条（略） 第3条 証券類の受入れ （1） 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受け入れます。 （2）～（5）（略） 第4条～第24条（略）	第1条～第2条（略） 第3条 証券類の受入れ （1） 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受け入れます。<u>ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受け入れません。</u> （2）～（5）（略） 第4条～第24条（略）

みずほ総合口座（社員口）取引規定集〔普通預金方式〕

（変更箇所には下線）

改定前	改定後
第1条～第2条（略） 第3条 証券類の受入れ （1） 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受け入れます。 （2）～（5）（略） 第4条～第16条（略）	第1条～第2条（略） 第3条 証券類の受入れ （1） 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受け入れます。<u>ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受け入れません。</u> （2）～（5）（略） 第4条～第16条（略）

みずほ外貨普通預金規定

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
第1条～第2条 (略) 第3条 預金の受け入れ等 1項(1) (略) (2) 預け入れた店舗を支払場所とする<u>円貨建および外貨建</u>手形・小切手 (以下「証券類」といいます。) (3) (略) 2～5項 (略) 第4条～第18条 (略)	第1条～第2条 (略) 第3条 預金の受け入れ等 1項(1) (略) (2) 預け入れた店舗を支払場所とする手形・小切手 (以下「証券類」といいます。) (3) (略) 2～5項 (略) 第4条～第18条 (略)

みずほ外貨定期預金規定

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
第1条～第3条 (略) 第4条 預金の受け入れ等 1項(1) (略) (2) 預け入れた店舗を支払場所とする<u>円貨建および外貨建</u>手形・小切手 (以下「証券類」といいます。) (3) (略) 2～5項 (略) 第5条～第22条 (略)	第1条～第3条 (略) 第4条 預金の受け入れ等 1項(1) (略) (2) 預け入れた店舗を支払場所とする手形・小切手 (以下「証券類」といいます。) (3) (略) 2～5項 (略) 第5条～第22条 (略)

みずほ外貨当座預金規定

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
第1条～第2条 (略) 第3条 預金の受け入れ 1項(1) (略) (2) 預け入れた店舗を支払場所とする<u>円貨建および外貨建</u>手形・小切手 (以下「証券類」といいます。) (3) (略) 2～5項 (略) 第4条～第18条 (略)	第1条～第2条 (略) 第3条 預金の受け入れ 1項(1) (略) (2) 預け入れた店舗を支払場所とする手形・小切手 (以下「証券類」といいます。) (3) (略) 2～5項 (略) 第4条～第18条 (略)

振込規定

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
第1条～第4条 (略) 第5条 証券類による振込 (1) (略) (2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。 (3)～(5) (略) 第6条～第13条 (略)	第1条～第4条 (略) 第5条 証券類による振込 (1) (略) (2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために<u>当行を支払地とする</u>小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。 (3)～(5) (略) 第6条～第13条 (略)